

「食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した食品添加物 L-フェニルアラニンについて」

厚生労働省より2012年4月17日に公表されました通り、協和発酵バイオ株式会社（東京都千代田区 代表取締役社長 石野修一）が、弊社の L-フェニルアラニンの原料として用いておりました、米国ニュートラスweetカンパニー社（NSC社）が製造した L-フェニルアラニン（粗精製品）が、遺伝子組換え技術を使用した菌株を使用して製造していることが判明致しました。

NSC社が製造した L-フェニルアラニン（粗精製品）を原料とした L-フェニルアラニンは、食品添加物として販売するために必要な食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかったため、厚生労働省に報告し、販売先への使用停止通知の指示を受けました。

厚生労働省からの報道発表（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000028haa.html>）にありますように、NSC社が製造した L-フェニルアラニン（粗精製品）を原料として製造した食品添加物 L-フェニルアラニンにつきましては、食品衛生法に基づき定められた個別の食品添加物の成分規格を満たしており、また現時点で安全性への懸念はないとの見解です。現在、厚生労働省への安全確認審査を準備中です。

なお、L-フェニルアラニン（粗精製品）を原料として用いた製品については、使用菌株についての十分な情報が得られなかったため、既に本年3月6日より食品添加物としての販売を中止しております。現在弊社が販売しております食品添加物 L-フェニルアラニンは問題のない菌株によって製造されたものであります。

原料製造元への菌株情報確認が不十分であり、違法な状態で製品を販売していた事実について、深くお詫び申し上げます。

●本件についてのお問い合わせ先

お客様

協和発酵バイオ株式会社

ヘルスケア営業部

Tel: 03-3282-0075

報道関係の方

協和発酵キリン株式会社

コーポレートコミュニケーション部

Tel: 03-3282-1903